

「バシなきや平氣」は通用しません。
アマチュア無線、
業務での使用は違法です。



STOP THE
不法電波!

電波法違反の罰則

- ・アマチュア無線を業務で使用した場合
- ・不法無線局を開設、または運用した場合 など

1年以下の拘禁刑 または 100万円以下の罰金

※令和7年5月31日までは「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」

- ・不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

5年以下の拘禁刑 または 250万円以下の罰金

※令和7年5月31日までは「5年以下の懲役または250万円以下の罰金」



総務省 関東総合通信局

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>

詳しくは

総務省 電波利用

検索

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

